

日本DPO協会第10回オンライン例会
「改正個人情報保護法エッセンス解説・
国外移転(各論解説第3回)」
2022年1月20日(木)15:30~17:00

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

第1回講師

- 「改正個人情報保護法エッセンス解説(第1回)」
2021年10月14日(木)15:30~17:00
講師:個人情報保護委員会事務局企画官 恩賀 一 様

• 各論解説第1回講師

- 各論解説第1回:「データの利活用(仮名加工情報の活用、個人関連情報の取扱い、提供元の記録義務)」
- 2021年11月11日(木)15:30~17:00
- 講師:個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 関口 朋宏 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
-

各論解説第2回講師

- 各論解説第2回：「**個人の権利拡大**（利用停止・消去等の請求権拡大、保有個人データの開示方法、第三者提供記録の開示請求、短期保有データの開示・利用停止等、第三者提供の制限（不正取得データ、オプトアウト可データ））」
- 2021年12月16日（木） 15:30～17:00
- 個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様

各論解説第3回講師

- 「国外移転(外国にある第三者への提供制限、本人への情報提供の充実)」
- 2022年1月20日(木) 15:30~17:00
- 講師:個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
- 参事官補佐 椎名 紗彩 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様

法諺(法格言)-legal maxim

- 法の不知は許されない。(第8回)
- 法は権利の上に眠る者を保護しない。(第9回)
- 一般の格言(例・沈黙は金なり、石の上にも三年)があるように、法分野の格言が法諺(法格言)である。
- 各国で歴史的に形づけられてきた。
- 「法は権利の上に眠る者を保護しない。」と類似の諺として、[イングランド](#)に次のようなものがある。
- The laws help those who are vigilant, not those asleep.
- The laws give help to the vigilant, not to those who sleep.
- 「法は努むる者を援け、眠る者を助けず」という邦訳もある。。

Cross-border, Transborder data flowsの理解の一助

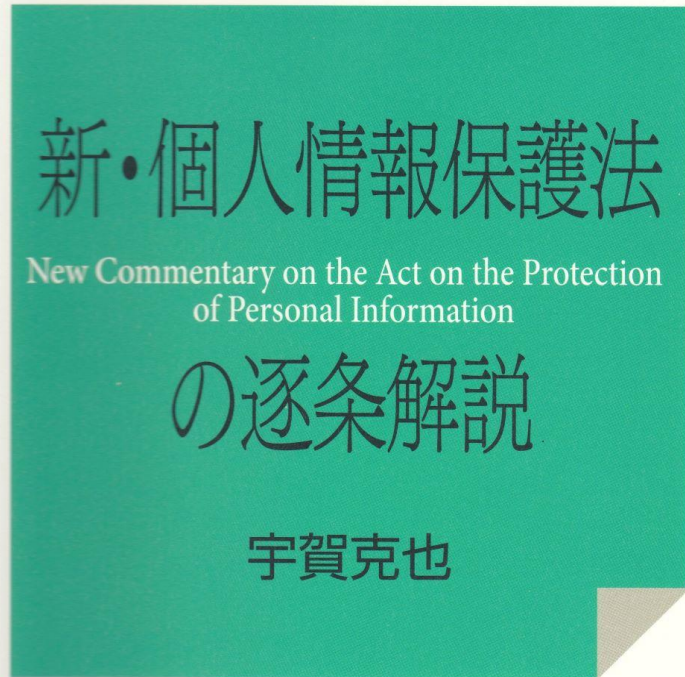
- 今回のテーマに関連して考えてみると、個人データが越境流通する状況では、日本法のみならず、多くの外国の法制度についてよりよく理解する必要がある。
- 前回、「法は権利の上に眠る者を保護しない」は、消滅時効の理由付けに使われることから、時効制度について説明し、民法(債権法)の改正にも触れた。
- イングランド法では、消滅時効は、limitation of actions(出訴期限)で論じられる。
- そのイングランドでは、legal maximがいろいろある。
- 「イギリス」、「英国」と呼んでいるヨーロッパの島国は、法系的には、単一ではない。
- 国名も、正式には、United Kingdom of Great Britain and Northern Irelandであり、そのGreat Britain は、イングランド(England)、ウェールズ(Wales)、スコットランド(Scotland)に分かれている。それぞれ、歴史的、文化的に異なっている。

異なる法系・法諺の具体例

- 法系的には、今日では、イングランドとウェールズは同じであるが、スコットランドは異なっている。
- イングランドとウェールズの法はコモンロー (common law) であるが、スコットランドの法はシビルロー (civil law) である。法の違いを巧みに使った Gretna Green Marriage (グレートナ・グリーン婚) は有名である。
- そのコモンローに関わるマキシムは、歴史的には非常に多く、しかもラテン語で書かれている。ラテン語のアルファベット順で、例えば、次のようなものがある。
- *Actio personalis moritur cum persona.* (A personal action dies with the person.) 対人訴権は当事者の死亡に囚りて消滅す。
- *Actus non facit reum, nisi mens sit rea.* (An act does not make a person guilty, unless his intention be guilty also.) 故意なき行為は罪となることなし。
- (日本刑法: 第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。)

個人情報保護法の権威ある解説書の紹介

新・個人情報保護法の逐条解説



宇賀克也

新個人情報保護法のすべて

令和2年および令和3年の個人情報保護法改正に対応。
法律の一本化に伴い、前著『個人情報保護法の逐条解説—個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法』から書名を改めた。

有斐閣

有斐閣

- 1068頁
- 2021年12月25日初版第1刷発行
- 6,500＋税
- 2015年個人情報保護法改正の検討を2013年に開始した IT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」(パーソナルデータ検討会)(2013年9月～同年12月座長・堀部政男一橋大学名誉教授、2014年1月～座長・宇賀克也東京大学教授<当時>)